

# 国民年金保険料の免除等の申請書に関する全件調査結果概要

平成18年7月6日  
社会保険庁

- 標記については、全事務局に、本庁職員等（249名）を派遣し、平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件について、①申請書の有無の確認、②所得要件確認のための市町村経由の確認、③申請書の代筆の有無の確認、④申請書の本人押印の確認の手順により調査。
- また、第1次・第2次調査報告書の結果と比較するために、平成17年度分の不適正処理が行われた申請免除者等に係る平成16年度分に該当する平成17年4月から6月までの分についても、補充調査を実施。
- なお、本調査結果を踏まえ、さらに今般の一連の不適正事案について、発案から実行に至る具体的な経緯等に係る詳細調査等を進めており、7月末を目途にとりまとめ。

## 1. 第1次調査報告書における類型に該当する不適正処理

	第1次報告	第2次報告	全件調査結果
全国312事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所数	100事務所	110事務所	116事務所
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所	66事務所
全国47事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局数	26事務局	29事務局	31事務局
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局	24事務局
不適正処理の件数（下記の合計） （注）事後に本人の申請書を受理したものを含む。	113,975件	193,136件	222,587件
(1) 申請意思を確認しないまま承認			
①承認通知が「有り」	—	101,606件	97,915件
②承認通知が「無し」	—	60,553件	91,577件
(2) 電話等により意思確認を行って承認			
①代行意思確認の記録「無し」	—	22,173件	21,707件
②代行意思確認の記録「有り」		8,804件	11,388件

※ 上記の不適正処理を行った事務所数は、第2次調査報告書に比べ、7事務所増加し、1事務所（新居浜（愛媛））減少した（集計誤りのため。）。

※ 上記の不適正処理が新たに判明した事務所

7事務所：北見（北海道）、前橋（群馬）、横浜西（神奈川）、竜王（山梨）、伊那（長野）、島田（静岡）、八代（熊本）

※ 上記の不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局

2事務局：神奈川、山梨

※ 第2次調査報告書に比べ、1,000件以上増加した事務所

6事務所：静岡（静岡）、尼崎（兵庫）、長崎北（長崎）、那覇（沖縄）、コザ（沖縄）、浦添（沖縄）

※ 222,587件のうち、45,721件は、平成18年4月末日までに取消処理を行っている。

## 2. 不適正処理の件数が増加した要因

(1) これまでの調査において、本庁へ報告すべきところを報告せず、本調査によって新たに判明したもの（(2)及び(3)に該当するものを除く。）	
ア. 不適正処理が新たに判明した事務所に係るもの	5事務所 1,188件
イ. 不適正処理が既に判明していたが、本調査において件数が増加した事務所に係るもの（これまでの集計誤りを含む）	43事務所 4,618件
(2) 入力処理を行った後、取消処理を行ったもの	11事務所 13,684件
(3) これまでの調査において、一部事務局による報告につき、調査対象期間や調査報告方法が全体の整理と異なっており、本調査で確認の上、修正したもの	15事務所 9,961件

## 3. 職員による押印（平成17年度分）

職員による押印は、2事務所43件： 高崎（群馬）36件、宇和島（愛媛）7件

# 国民年金保険料の免除等の申請書に関する全件調査結果の概要

1. 第1次報告書における類型に該当する不適正処理（同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある）

- 全国312の社会保険事務所のうち、下記の不適正処理のあった事務所： 116事務所
- 全国47の社会保険事務局のうち、下記の不適正処理のあった事務所を管轄する事務局： 31事務局
- 不適正処理の件数： 222, 587件（不適正な処理の後に、本人からの申請書の提出があったものを含む）

不適正処理の内容、事務所数等		事務手続上の問題点	今後の対応
(1) 個々人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったもの  24事務局 66事務所 189, 492件	① 本人に免除等承認の通知をした 12事務局 38事務所 97, 915件	国民年金法に違反する行為であり無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取消処理</li> <li>・ 本人に対して個別に経緯の説明と謝罪</li> <li>・ 改めて申請書を提出していただく</li> </ul>
	② 本人に免除等承認の通知をしていない 20事務局 47事務所 91, 577件		
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの  23事務局 88事務所 33, 095件	① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が記録として残されていない 17事務局 58事務所 21, 707件	国民年金法施行規則に定める手続（申請書には署名又は記名押印が必要とされている。）に違反  施行規則の手続に違反する点は、(2)①と同様。しかし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎年金番号等による本人確認、</li> <li>・ 申請意思の確認、</li> <li>・ 申請書の代筆に係る同意、</li> </ul> が電話等によって行われ、その旨の記録が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改めて申請書を提出していただく</li> <li>※本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施</li> <li>・ 申請書の提出が無い場合は、承認を取消</li> </ul>
	②①の各事項が記録として残されている  16事務局 48事務所 11, 388件		

## 2. 職員による押印

不適正処理の内容	事務所数等	事務手続上の問題点	今後の対応
職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの （件数は、1（1）又は（2）に含まれる。）	2事務局 2事務所 43件	施行規則の手続に違反	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改めて申請書を提出していただく</li> <li>・ 申請書の提出が無い場合は、承認を取消</li> </ul>

# 国民年金保険料の免除等の申請書に関する全件調査結果

平成18年7月6日  
社 会 保 険 庁

国民年金保険料の申請免除等問題の実態調査のうち、申請書の全件調査について、以下の方法により実施し、その結果をとりまとめたので、報告する。

なお、本調査結果を踏まえ、さらに今般の一連の不適正事案について、発案から実行に至る具体的な経緯等に係る詳細調査等を進めており、7月末を目途にとりまとめることとしている。

## 1. 調査方法

- 平成18年6月9日（金）から6月19日（月）までの間、全事務局に、実態解明チームの調査チームを派遣して実施した。なお、一部の事務局については、その後も補完調査を行った。
- 調査チームは、本庁の指導官及び指導官以外の職員並びに地方監察官（自らの都道府県の調査には加わらない）の249名により、47班を編成した。なお、すべての調査チームにおいて、本庁職員を半数以上配置した。
- 平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件を次の手順により調査した。

### 【調査の手順】

- ① 申請書の有無の確認  
申請書と確認リスト（業務センターで作成する免除等処理結果リスト）とを突合してチェック
- ② 所得要件確認のための市町村経由の確認  
個々の申請書について、所得要件確認のために市町村を経由した事蹟がないもの（市町村の証明印がない等）をチェック
- ③ 申請書の代筆の有無の確認  
個々の申請書について、筆跡が酷似し、職員による代筆作成が疑われるものをチェック
- ④ 申請書の本人押印の確認  
代筆作成した申請書であって押印のあるものについて、押印の具体的な時期・処理方法を関係者から聴取

## 2. 調査結果

### (1) 調査対象の整理

- 本調査は、全国で約274万人（平成18年4月末現在）に及ぶ平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件を確認し、不適正な事務の有無について、詳細に調査したものである。
- 申請免除等については、前年の所得を基準に、当年7月から翌年6月までの分を当年度分として、当年7月以降に処理を行うことから、上記申請免除者等に係る事務処理の全件について適正に行われていたかどうかの調査を行うためには、平成17年7月以降に行われた平成17年度分の免除等処理の全件（免除等処理後に資格喪失した者等も含む。）について調査を行う必要がある。
- よって、社会保険業務センターが管理している事務処理データから、平成17年7月以降に行われた平成17年度分の免除等処理に係るデータを抽出し（約327万件）、それに対応する申請書類等の全件について調査を行った。
- ただし、第1次及び第2次調査報告書においては、平成16年度分に該当する平成17年4月から6月までの分についても調査及び報告を行っており、両報告書の結果と比較するためには、本調査においても同期間の分について確認することが必要であることから、1. の調査手順により判明した平成17年度分の不適正処理が行われた申請免除者等に係る平成17年4月から6月までの分についても、事務局からの報告による補充調査を行った。また、本調査結果をまとめるに当たり、再度事務局に対し最終的な確認を行った。

### (2) 第1次調査報告書における類型に該当する不適正処理を行った事務所数及び当該事務所を管轄する事務局数

不適正な処理を行った事務所数は、第2次調査報告書に比べ、7事務所増加し、1事務所（新居浜事務所（愛媛））減少した（集計誤りのため）。

法律に違反する第2次調査報告書の(1)の類型は、59事務所から66事務所に増加した。

	第1次 調査報告	第2次 調査報告	全件調査 結果
全国312事務所のうち、不適正処理のあった事務所数	100事務所	110事務所	116事務所
うち(1)の類型のもの	44事務所	59事務所	66事務所
全国47事務局のうち、不適正処理のあった事務所を管轄する事務局数	26事務局	29事務局	31事務局
うち(1)の類型のもの	10事務局	20事務局	24事務局

<不適正処理が新たに判明した事務所>

		[類型]	[件数]	
7事務所：	北見事務所	(北海道)	(2) ①	27件
	前橋事務所	(群馬)	(1) ②	114件
	横浜西事務所	(神奈川)	(1) ②	1,087件
	竜王事務所	(山梨)	(1) ②	985件
	伊那事務所	(長野)	(2) ①	55件
	島田事務所	(静岡)	(1) ②	464件
	八代事務所	(熊本)	(2) ②	7件
				計 2,739件

<不適正処理が、管轄事務所で新たに判明した事務局>

2事務局： 神奈川、山梨

<第2次調査報告書に比べ、不適正処理の件数が大幅に増加した事務所>

(1,000件以上増えたもの)

			[増加した類型]	[増加件数]
6事務所：	静岡事務所	(静岡)	(1) ②、(2) ①	4,217件
	尼崎事務所	(兵庫)	(1) ②	6,049件
	長崎北事務所	(長崎)	(1) ①	1,034件
	那覇事務所	(沖縄)	(1) ②	6,017件
	コザ事務所	(沖縄)	(2) ①	2,336件
	浦添事務所	(沖縄)	(1) ①②	1,519件

### (3) 不適正処理の類型別の件数

類型別の件数を集計したところ、次のとおりであり、不適正処理の件数は、第2次調査報告に比べ、29,451件増加した。

(注) 事後に本人の申請書を受理したものを 含む。		第1次 調査報告	第2次 調査報告	全件調査結果	
					うち平成17年度分
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	—	101,606件	97,915件 (44.0%)	75,525件 (46.0%)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	—	60,553件	91,577件 (41.1%)	65,938件 (40.1%)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	—	22,173件	21,707件 (9.8%)	14,098件 (8.6%)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	—	8,804件	11,388件 (5.1%)	8,684件 (5.3%)
上記類型の合計 ((1) + (2))		113,975件	193,136件	222,587件 (100%) (注1)	164,245件 (100%)

(注1) 222,587件のうち、45,721件は、平成18年4月末日までに取消処理を行っている。

(注2) 調査対象である免除等処理約327万件について、社会保険業務センターの事務処理データと申請書とを突合したところ、申請書の存在が確認できず、現時点では適正な処理と判断できないものが、56事務所において625件存在した。

また、この他に、入力誤りによることから申請書が存在しないものが、4事務所において772件存在した。

(入力誤りの主な内容)

- ・ 申請書提出前に作成したOCR帳票を誤って入力処理したため、すぐに取消処理を行ったもの
- ・ 半額免除等の他の申請を事務所端末により入力する際、誤って全額免除等と入力したもの

(注3) 上記の不適正処理以外に、本調査の対象である全額免除又は若年者納付猶予の処理過程において、半額免除について、次のような不適正処理が行われた。

- ① 個々人の申請の意思を確認しないまま半額免除の承認を行ったもの  
5事務所 236件
- ② 電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認を行ったもの  
29事務所 1,204件

#### (4) 不適正処理の件数が増加した要因

第2次調査報告に比べ、増加した不適正処理について、増加理由を分析したところ、以下のとおり。

- ① これまでの調査において、本庁へ報告すべきところを報告せず、本調査によって新たに判明したもの(②及び③に該当するものを除く。)

ア. 不適正処理が新たに判明した事務所に係るもの

			5事務所	1,188件
			[類型]	[該当件数]
5事務所:	北見事務所	(北海道)	(2)①	27件
	前橋事務所	(群馬)	(1)②	114件
	竜王事務所	(山梨)	(1)②	985件
	伊那事務所	(長野)	(2)①	55件
	八代事務所	(熊本)	(2)②	7件

イ. 不適正処理が既に判明していたが、本調査において件数が増加した事務所に係るもの(これまでの集計誤りを含む)

			43事務所	4,618件
			[類型]	[該当件数]
<件数の多い事務所>	浦添事務所	(沖縄)	(1)①②	1,042件
	天王寺事務所	(大阪)	(1)①	857件
	那覇事務所	(沖縄)	(1)②	631件
	京都西事務所	(京都)	(1)②	512件
	三島事務所	(静岡)	(1)①	398件



② 入力処理を行った後、取消処理を行ったもの

<件数の多い事務所>		[類型]	11事務所	13,684件
			[該当件数]	
尼崎事務所	(兵庫)	(1)②	6,049件	
静岡事務所	(静岡)	(1)②	4,122件	
横浜西事務所	(神奈川)	(1)②	1,087件	
浦和事務所	(埼玉)	(1)②	995件	
沼津事務所	(静岡)	(1)②	517件	

③ これまでの調査において、一部の社会保険事務局から報告されていたものの調査対象期間や調査報告方法が全体の整理と異なっており、本調査で確認のうえ、修正したもの(主な例)

- ・ 平成17年4月から6月までの間に行われた免除等処理の件数が報告されていなかったもの
- ・ 件数で報告すべきところを、人数により報告していたため、件数の相違が発生したもの(※ 同一人の申請免除等について、16年度分と17年度分がある場合には、2(件)と報告すべきところを1(人)と報告していたもの)。

<件数の多い事務所>		[類型]	15事務所	9,961件
			[該当件数]	
那覇事務所	(沖縄)	(1)②	5,386件	
コザ事務所	(沖縄)	(2)①	2,336件	
長崎北事務所	(長崎)	(1)①	992件	
浦添事務所	(沖縄)	(1)①②	477件	
石巻事務所	(宮城)	(1)②	351件	

## (5) 類型別の事務局別事務所数

不適正処理の類型別の事務局別事務所数を集計したところ、次のとおりであった。

類 型		事務局名（該当事務所数／管轄事務所数）		
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認を行ったもの  24事務局 66事務所	① 本人に免除等承認の通知をしたもの 12事務局 38事務所	千葉(3/6)、 静岡(5/9)、 大阪(12/21)、 長崎(2/4)、	東京(2/30)、 三重(5/5)、 島根(1/3)、 鹿児島(1/6)、	岐阜(1/6)、 京都(4/6)、 愛媛(1/5)、 沖縄(1/6)
	② 本人に免除等承認の通知をしていないもの 20事務局 47事務所	北海道(1/16)、 秋田(1/4)、 埼玉(5/7)、 新潟(1/8)、 三重(4/5)、 兵庫(1/10)、 長崎(1/4)、	青森(2/4)、 茨城(1/5)、 千葉(1/6)、 山梨(1/3)、 京都(5/6)、 奈良(1/3)、 沖縄(2/6)	宮城(1/6)、 群馬(1/5)、 神奈川(1/13)、 静岡(7/9)、 大阪(7/21)、 愛媛(3/5)、
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認を行ったもの  23事務局 88事務所	① 申請の意思確認や申請書の代筆に係る同意等が、事蹟(記録)として残されていないもの 17事務局 58事務所	北海道(1/16)、 埼玉(4/7)、 新潟(1/8)、 静岡(5/9)、 大阪(17/21)、 熊本(1/5)、	青森(2/4)、 千葉(1/6)、 長野(3/7)、 愛知(8/16)、 愛媛(4/5)、 沖縄(4/6)	群馬(1/5)、 東京(2/30)、 岐阜(1/6)、 京都(2/6)、 佐賀(1/3)、
	② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの 16事務局 48事務所	福島(1/6)、 埼玉(3/7)、 岐阜(2/6)、 大阪(1/21)、 愛媛(4/5)、 熊本(5/5)	茨城(5/5)、 千葉(3/6)、 愛知(6/16)、 兵庫(4/10)、 高知(4/4)、	群馬(1/5)、 新潟(3/8)、 滋賀(3/3)、 奈良(1/3)、 佐賀(2/3)、
管内の全ての事務局において、(1)及び(2)のいずれにも該当がない事務局  16事務局		岩手、山形、栃木、富山、石川、福井、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎		

(注1) 同一の事務局が複数の項目に該当している場合がある。

(注2) アンダーラインは、第2次調査報告書からの変更点である。

(6) 押印の有無

不適正処理について、職員等による申請書の代筆及びそのうちの押印について集計したところ、次のとおりであった。(平成17年度分)

		不適正 処理の 件数	申請書を 職員等が代 筆したもの (注1)	押印のあるもの	
				本人又は家 族によるも の (注2)	職員による もの (注3)
(1) 個々人の申 請の意思を 確認しない まま承認手 続を行った もの	①本人に免除等承認 の通知をしたもの	75,525件 (100%)	33,598件 (44.5%)	310件 (0.4%)	0件 (0%)
	②本人に免除等承認 の通知をしていな いもの	65,938件 (100%)	10,123件 (15.4%)	0件 (0%)	5件 (0.0%)
(2) 電話等によ り個々人の 申請意思を 確認して、職 員等が申請 書を代筆し、 承認手続を 行ったもの	①申請の意思確認や、 申請書の代筆に係 る同意等が事蹟(記 録)として残されて いないもの	14,098件 (100%)	13,904件 (98.6%)	0件 (0%)	33件 (0.2%)
	②①の各事項が事蹟 (記録)として残さ れているもの	8,684件 (100%)	8,610件 (99.1%)	609件 (7.0%)	5件 (0.1%)
合 計		164,245件 (100%)	66,235件 (40.3%)	919件 (0.6%)	43件 (0.0%)

(注1) (2)について、申請書を職員が代筆したものの件数と一致しないのは、(2)に、申請意思を確認したものの、申請書の代筆は行わず、入力処理等を行ったものが含まれているためである。

(注2) 本人又は家族による押印のあるものとは、入力処理後、事後的に本人又は家族に押印していただいたものである。

(注3) 職員による押印は、次の2事務所におけるものである。

		[類型]	[件数]
高崎事務所	(群馬)	(2) ①②	36件
宇和島事務所	(愛媛)	(1) ②、(2) ①	7件

# 免除等の事務処理の類型別の事務所数

(別添1)

都道府県	事務所数	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		(1)又は(2)の該当がある事務所数	(1)、(2)のいずれにも該当がない事務所数
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る		
全 国	312	38	47	58	48	116	196
1 北海道	16		1	1		2	14
2 青 森	4		2	2		2	2
3 岩 手	5						5
4 宮 城	6		1			1	5
5 秋 田	4		1			1	3
6 山 形	5						5
7 福 島	6				1	1	5
8 茨 城	5		1		5	5	0
9 栃 木	5						5
10 群 馬	5		1	1	1	2	3
11 埼 玉	7		5	4	3	6	1
12 千 葉	6	3	1	1	3	4	2
13 東 京	30	2		2		4	26
14 神奈川	13		1			1	12
15 新 潟	8		1	1	3	3	5
16 富 山	4						4
17 石 川	4						4
18 福 井	3						3
19 山 梨	3		1			1	2
20 長 野	7			3		3	4
21 岐 阜	6	1		1	2	3	3
22 静 岡	9	5	7	5		7	2
23 愛 知	16			8	6	9	7
24 三 重	5	5	4			5	0
25 滋 賀	3				3	3	0
26 京 都	6	4	5	2		5	1
27 大 阪	21	12	7	17	1	19	2
28 兵 庫	10		1		4	4	6
29 奈 良	3		1		1	1	2
30 和 歌 山	3						3
31 鳥 取	3						3
32 島 根	3	1				1	2
33 岡 山	6						6
34 広 島	8						8
35 山 口	6						6
36 徳 島	3						3
37 香 川	3						3
38 愛 媛	5	1	3	4	4	4	1
39 高 知	4				4	4	0
40 福 岡	11						11
41 佐 賀	3			1	2	2	1
42 長 崎	4	2	1			2	2
43 熊 本	5			1	5	5	0
44 大 分	4						4
45 宮 崎	4						4
46 鹿 児 島	6	1				1	5
47 沖 縄	6	1	2	4		5	1

## 免除等の事務処理の類型別の件数

(別添2)

都道府県	免除等の 処理件数	(1) 申請意思を確認 しないまま承認		(2) 電話等により意思確認 を行って承認		合 計
		① 承認通知が 有る	② 承認通知が 無い	① 代行意思確 認事蹟が無い	② 代行意思確 認事蹟が有る	
全 国	4,315,921	97,915	91,577	21,707	11,388	222,587
1 北 海 道	234,256	0	326	27	0	353
2 青 森	92,197	0	3,455	103	0	3,558
3 岩 手	55,039	0	0	0	0	0
4 宮 城	81,564	0	702	0	0	702
5 秋 田	54,962	0	127	0	0	127
6 山 形	30,974	0	0	0	0	0
7 福 島	91,891	0	0	0	963	963
8 茨 城	93,546	0	41	0	2,641	2,682
9 栃 木	63,205	0	0	0	0	0
10 群 馬	59,995	0	114	70	65	249
11 埼 玉	128,384	0	12,734	332	100	13,166
12 千 葉	139,521	1,158	167	160	529	2,014
13 東 京	282,756	2,237	0	84	0	2,321
14 神 奈 川	133,993	0	1,087	0	0	1,087
15 新 潟	80,435	0	612	1,548	263	2,423
16 富 山	20,622	0	0	0	0	0
17 石 川	30,383	0	0	0	0	0
18 福 井	20,847	0	0	0	0	0
19 山 梨	28,614	0	985	0	0	985
20 長 野	63,220	0	0	172	0	172
21 岐 阜	55,757	742	0	607	300	1,649
22 静 岡	107,498	8,671	9,579	453	0	18,703
23 愛 知	174,045	0	0	927	725	1,652
24 三 重	61,778	9,682	5,577	0	0	15,259
25 滋 賀	40,004	0	0	0	268	268
26 京 都	110,232	8,227	8,626	168	0	17,021
27 大 阪	433,085	54,141	17,251	9,605	351	81,348
28 兵 庫	235,872	0	12,169	0	212	12,381
29 奈 良	64,173	0	233	0	96	329
30 和 歌 山	51,596	0	0	0	0	0
31 鳥 取	28,216	0	0	0	0	0
32 島 根	19,590	4	0	0	0	4
33 岡 山	59,440	0	0	0	0	0
34 広 島	82,031	0	0	0	0	0
35 山 口	48,245	0	0	0	0	0
36 徳 島	28,458	0	0	0	0	0
37 香 川	33,608	0	0	0	0	0
38 愛 媛	85,318	3,080	1,918	455	1,591	7,044
39 高 知	46,825	0	0	0	979	979
40 福 岡	259,533	0	0	0	0	0
41 佐 賀	37,430	0	0	57	1,633	1,690
42 長 崎	69,910	6,883	864	0	0	7,747
43 熊 本	83,721	0	0	1,460	672	2,132
44 大 分	47,781	0	0	0	0	0
45 宮 崎	50,591	0	0	0	0	0
46 鹿 児 島	87,694	1,377	0	0	0	1,377
47 沖 縄	127,086	1,713	15,010	5,479	0	22,202

免除等の事務処理の類型別の件数(事務所)

(別添3)

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
	全 国	97,915	91,577	21,707	11,388	222,587
北海道	1 札幌東					
	2 札幌西					
	3 函館					
	4 旭川					
	5 釧路					
	6 岩見沢					
	7 室蘭					
	8 小樽					
	9 北見			27		27
	10 帯広					
	11 砂川					
	12 稚内					
	13 留萌					
	14 苫小牧		326			326
	15 札幌北					
	16 新さっぽろ					
青森	1 青森		230	30		260
	2 八戸					
	3 弘前		3,225	73		3,298
	4 むつ					
岩手	1 盛岡					
	2 一関					
	3 宮古					
	4 二戸					
	5 花巻					
宮城	1 仙台南					
	2 仙台北					
	3 石巻		702			702
	4 古川					
	5 仙台東					
	6 大河原					
秋田	1 秋田					
	2 鷹巣		127			127
	3 大曲					
	4 本荘					
山形	1 山形					
	2 鶴岡					
	3 米沢					
	4 新庄					
	5 寒河江					
福島	1 東北福島				963	963
	2 平					
	3 郡山					
	4 会津若松					
	5 相馬					
	6 白河					
茨城	1 水戸南		41		223	264
	2 土浦				1,282	1,282
	3 日立				38	38
	4 下館				707	707
	5 水戸北				391	391
栃木	1 宇都宮西					
	2 栃木					
	3 大田原					
	4 今市					
	5 宇都宮東					

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
			群馬	1	前橋		
	2	桐生					
	3	高崎			70	65	135
	4	渋川					
	5	太田					
埼玉	1	浦和		6,297	296	15	6,608
	2	熊谷		567	19		586
	3	川越			16	70	86
	4	大宮		2,400	1	15	2,416
	5	春日部		1,544			1,544
	6	秩父					
	7	所沢		1,926			1,926
千葉	1	千葉	659			441	1,100
	2	船橋					
	3	木更津					
	4	佐原	417		160	74	651
	5	松戸	82			14	96
	6	幕張		167			167
東京	1	麹町					
	2	神田					
	3	港					
	4	日本橋			18		18
	5	京橋					
	6	上野					
	7	文京					
	8	足立					
	9	江東					
	10	江戸川					
	11	墨田	2,114				2,114
	12	葛飾					
	13	板橋					
	14	池袋					
	15	新宿					
	16	杉並					
	17	渋谷					
	18	世田谷					
	19	品川					
	20	蒲田					
	21	立川					
	22	武蔵野					
	23	大森					
	24	八王子			66		66
	25	練馬					
	26	目黒					
	27	荒川					
	28	北					
	29	中野	123				123
	30	府中					
神奈川	1	鶴見					
	2	横浜中					
	3	横浜南					
	4	横浜北					
	5	横浜西		1,087			1,087
	6	川崎					
	7	平塚					
	8	相模原					

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
神奈川県	9	小田原					
	10	横須賀					
	11	高津					
	12	厚木					
	13	藤沢					
新潟県	1	新潟西		612	1,548	123	2,283
	2	長岡					
	3	上越					
	4	三条				108	108
	5	新潟田					
	6	柏崎				32	32
	7	新潟東					
	8	六日町					
富山県	1	富山					
	2	高岡					
	3	魚津					
	4	砺波					
石川県	1	金沢北					
	2	七尾					
	3	小松					
	4	金沢南					
福井県	1	福井					
	2	敦賀					
	3	武生					
山梨県	1	甲府					
	2	大月					
	3	竜王		985			985
長野県	1	長野南			102		102
	2	岡谷					
	3	飯田					
	4	松本					
	5	小諸					
	6	伊那			55		55
	7	長野北			15		15
岐阜県	1	岐阜南				72	72
	2	多治見					
	3	大垣	742		607		1,349
	4	高山					
	5	美濃加茂				228	228
	6	岐阜北					
静岡県	1	静岡岡		5,993	34		6,027
	2	浜松東	840	2	286		1,128
	3	浜松西	2,293	265	27		2,585
	4	沼津	886	2,688	55		3,629
	5	島田		464			464
	6	富土					
	7	清水					
	8	三島	3,857	107	51		4,015
	9	掛川	795	60			855
愛知県	1	大曾根			334		334
	2	鶴舞			75		75
	3	笠寺			90	107	197
	4	中村					
	5	熱田			199	295	494
	6	昭和			117	151	268
	7	名古屋北			18	2	20
	8	名古屋西					



都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
愛知	9	豊橋					
	10	一宮					
	11	岡崎					
	12	半田			16	160	176
	13	刈谷			78		78
	14	瀬戸					
	15	豊田				10	10
三重	1	津	4,749	2,972			7,721
	2	四日市	1,564	935			2,499
	3	松阪	1,242	704			1,946
	4	尾鷲	499				499
	5	伊勢	1,628	966			2,594
滋賀	1	大津				6	6
	2	彦根				94	94
	3	草津				168	168
京都	1	上京	2,134	1,767			3,901
	2	中京	2,062	1,153			3,215
	3	下京	1,431	398		7	1,836
	4	京都南	2,600	1,057	161		3,818
	5	京都西		4,251			4,251
	6	舞鶴					
大阪	1	大手前		3,485	1,096		4,581
	2	堀江		2,841	811		3,652
	3	市岡	3,501		542		4,043
	4	天満	1,241		22		1,263
	5	淀川	7,320		394		7,714
	6	今里	1,952	205	365		2,522
	7	福島		649	395		1,044
	8	城東	83	2,267	579		2,929
	9	天王寺	9,114		62	351	9,527
	10	難波			41		41
	11	玉出			2,135		2,135
	12	八尾	2,777	1,390	129		4,296
	13	枚方					
	14	豊中					
	15	平野	203		971		1,174
	16	貝塚	1,263		449		1,712
	17	堺東	19,996		162		20,158
	18	東大阪		6,414			6,414
	19	吹田			1,082		1,082
	20	守口	5,919				5,919
	21	堺西	772		370		1,142
兵庫	1	三宮					
	2	須磨					
	3	東灘					
	4	兵庫					
	5	尼崎		12,169		169	12,338
	6	姫路					
	7	明石				4	4
	8	豊岡				35	35
	9	西宮				4	4
	10	加古川					
奈良	1	奈良		233		96	329
	2	大和高田					
	3	桜井					

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
和歌山	1	和歌山東					
	2	田辺					
	3	和歌山西					
鳥取	1	鳥取					
	2	米子					
	3	倉吉					
島根	1	松江					
	2	浜田	4				4
	3	出雲					
岡山	1	岡山西					
	2	倉敷東					
	3	津山					
	4	高梁					
	5	岡山東					
	6	倉敷西					
広島	1	広島東					
	2	広島西					
	3	福山					
	4	呉					
	5	三原					
	6	三原					
	7	広島南					
	8	備後府中					
山口	1	山口					
	2	下関					
	3	徳山					
	4	宇部					
	5	岩国					
	6	萩					
徳島	1	徳島北					
	2	阿波半田					
	3	徳島南					
香川	1	高松東					
	2	高松西					
	3	善通寺					
愛媛	1	松山西		16	51	167	234
	2	今治			73	107	180
	3	宇和島		10	117	2	129
	4	松山東	3,080	1,892	214	1,315	6,501
	5	新居浜					
高知	1	高知東				322	322
	2	幡多				273	273
	3	南国				141	141
	4	高知西				243	243
福岡	1	博多					
	2	中福岡					
	3	南福岡					
	4	小倉北					
	5	久留米					
	6	直方					
	7	八幡					
	8	大牟田					
	9	東福岡					
	10	小倉南					
	11	西福岡					

都道府県	社会保険事務所		(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	① 代行意思確認事蹟が無い	② 代行意思確認事蹟が有る	
佐賀	1	佐賀			57	1,239	1,296
	2	唐津					
	3	武雄				394	394
長崎	1	長崎南					
	2	長崎北	3,059				3,059
	3	佐世保					
	4	諫早	3,824	864			4,688
熊本	1	熊本東				34	34
	2	熊本西			1,460	450	1,910
	3	八代				7	7
	4	本渡				146	146
	5	玉名				35	35
大分	1	大分					
	2	別府					
	3	佐伯					
	4	日田					
宮崎	1	宮崎					
	2	延岡					
	3	都城					
	4	高鍋					
鹿児島	1	鹿児島南					
	2	川内					
	3	鹿屋	1,377				1,377
	4	奄美大島					
	5	鹿児島北					
	6	加治木					
沖縄	1	那覇		14,720			14,720
	2	コザ			4,276		4,276
	3	名護			602		602
	4	平良					
	5	石垣			344		344
	6	浦添	1,713	290	257		2,260

## 半額免除に係る不適正な事務処理の件数

(別添4)

都道府県	事務所数	①個々人の申請意思を確認しないまま半額免除の承認を行ったもの		②電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認を行ったもの	
		事務所数	件数	事務所数	件数
全 国	312	5	236	29	1,204
1 北 海 道	16				
2 青 森	4				
3 岩 手	5				
4 宮 城	6				
5 秋 田	4				
6 山 形	5				
7 福 島	6			1	191
8 茨 城	5			4	317
9 栃 木	5				
10 群 馬	5			1	5
11 埼 玉	7			1	22
12 千 葉	6				
13 東 京	30				
14 神 奈 川	13				
15 新 潟	8				
16 富 山	4				
17 石 川	4				
18 福 井	3				
19 山 梨	3				
20 長 野	7			1	24
21 岐 阜	6	1	6	3	29
22 静 岡	9	2	142	2	78
23 愛 知	16			2	34
24 三 重	5				
25 滋 賀	3				
26 京 都	6			2	29
27 大 阪	21				
28 兵 庫	10				
29 奈 良	3				
30 和 歌 山	3				
31 鳥 取	3				
32 島 根	3				
33 岡 山	6				
34 広 島	8				
35 山 口	6				
36 徳 島	3				
37 香 川	3				
38 愛 媛	5			4	153
39 高 知	4				
40 福 岡	11				
41 佐 賀	3			2	33
42 長 崎	4				
43 熊 本	5			5	200
44 大 分	4				
45 宮 崎	4				
46 鹿 児 島	6	1	49		
47 沖 縄	6	1	39	1	89